

公述の要旨とそれに対する市の考え方

番号	公述の要旨	市の考え方
1	<p>中里地区の周辺地域を含む人口集中地域の同地区に、可燃物焼却施設の事業用地を選定する事に反対してきたが、目吹一区の工場跡地に不燃物処理施設の同用地を選定する事についても反対する。</p> <p>1. 当該用地を選定した最大の理由が、関宿クリーンセンターや野田市清掃工場の不燃物処理施設の稼働期限がそれぞれ刻々と迫ってきている事から、両施設を同一事業場に建設する事が可能な面積を有する用地を確保する努力を全くと言ってよい程払わずに、別々の事業場で、しかも地主が一人で且つ一定の法律条件の下に周辺住民と切り離された工場跡地であれば、単に用途変更するだけで済むというような当該土地を、意図的に選定している。</p> <p>施設用地は本格的な構想の基に選定すべきであり、工場跡地等ではなく新たに取得するか、野田市清掃工場が面積的に若干買い増しすれば十分足りるということであれば、その敷地内で建設すべきと考える。</p> <p>2. 20、30年後のごみ処理施設の主流が、可燃ごみと不燃ごみを分別せずに焼却する施設と思われる中、それを見越した構想の下に、環境や安全面から十分な用地を確保して、周囲が森林や河川の際等、換言すれば工場跡地のように土壌汚染の恐れ等が無い土地を選定すべきと考える。</p>	<p>1. 新不燃物処理施設建設予定地については、工場跡地であり、都市計画決定の要件も備えていること、さらに地元の皆様とも協定を締結しており問題ない土地と考えております。</p> <p>2. 国では、廃プラスチック類については、基本方針において「廃プラスチック類の取扱いについては、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法等により広がりつつある再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行</p>

公述の要旨とそれに対する市の考え方

番号	公述の要旨	市の考え方
	<p>3. 可燃ごみと不燃ごみに分別させる現状の方式を継続させても、今以上の減量化には容易に繋がらず、両者を一体に処理する、あるいはプラスチック類を可燃ごみに含めて焼却出来る施設として設計して、市民がごみをより処理しやすいようにすることの方が、より協力が得られるものと考え。ごみの減量化は資源ごみへのより細かな分類・分別と、有料化を強める事にあると考える。</p> <p>4. 目吹の用地の選定を取り止めた場合の措置として、西三ヶ尾地先の不燃物処理の暫定施設の使用、及び関宿クリーンセンターで処理する可燃ごみを野田市清掃工場で処理することを、期限付きで両地区住民に提示し、理解を懇請して協定を締結し、廃物利用ではなく、市関連用地を含めた本格的な用地を選定するべきと考える。</p> <p>5. 今後の環境調査で周辺に希少動植物の生息が明らかになった場合には、市は市内全域の民有林に同対象物の保護を目的とした「野田市貴重な動植物の保護のための樹林地の保全に関</p>	<p>わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。」とされていることから、当市としては容器包装リサイクル法による再生利用を進めたいと考えています。なお、土壌汚染があった場合は、土壌汚染対策法等関連法に基づき適切な措置を取りたいと考えています。</p> <p>3. プラスチック類を可燃ごみに含めない理由は2で述べたとおりです。ごみの減量については、野田市における一日一人当たりのごみ排出量は、国、県、近隣市等と比較しても低い数値を維持していることから、今後も引き続き、この制度を基本にごみの減量を推進していきたいと考えています。</p> <p>4. 1で述べたとおり、目吹の予定地が適切と考えております。</p> <p>5. 新不燃物処理施設建設予定地は、工場跡地であり、条例が規定する「貴重な野生動植物の生息地又は生育地としての樹林地」には該当しないため、当該条例が適用されない土地とな</p>

公述の要旨とそれに対する市の考え方

番号	公述の要旨	市の考え方
	<p>する条例」を制定しており、行政施策の一貫性を確保する見地から、当該用地の選定は取り止めるべきと考える。</p>	<p>ります。</p>

公述の要旨とそれに対する市の考え方

番号	公述の要旨	市の考え方
2	<p>1. 目吹一区の工場跡地に不燃物処理施設を予定しているが、工場跡地隣に広大な敷地がある。ごみ処理施設建設の基本的考えとして、可燃ごみ処理施設と一体化すべきと思う。その理由は、ごみの分別がしやすいこと及び建設費用、運転費用、メンテナンス費用等が安くなるためである。可燃ごみと不燃ごみの処理の一体化が出来なければ反対である。</p> <p>2. 手選別作業はかなり危険な作業があり、その作業に、知的障がい者を当てようという考えがあるが、安全に作業が出来るようお願いする。</p> <p>3. 性能試験、市の試験の立会いを一般住民の立会いが出来るようにしていただきたい。</p>	<p>1. 新不燃物処理施設建設予定地については、地元の皆様や地権者に対し不燃ごみを処理する施設の建設予定地として、説明を行い御理解を得た上で地元自治会と建設に関する協定書を締結したことから、焼却施設を一体化することはありません。</p> <p>2. 作業従事者の職場環境については、段差の少ない施設の構造や目に優しい配色など、作業環境等に十分配慮し、安全な職場環境の創出を図っていきます。</p> <p>3. 市が発注する建設工事については、工事の進捗にあわせ、まず担当課の職員が検査し、次に検査専門職員が設計どおりに工事が完成しているかどうか検査しながら、最終的に工事物件を引き受けています。新不燃物処理施設建設については、さらに専門家に施工監理を委託する予定です。</p>

公述の要旨とそれに対する市の考え方

番号	公述の要旨	市の考え方
3	<p>1. 杉並病の事例及び身近な例としての柏廃材の問題を謙虚に捉え、その教訓を本計画にぜひ反映するべきである。不燃物処理施設も柏廃材の設備も基本的には同一の設備であり、杉並中継施設で測定したVOC（揮発性有機化合物）と柏廃材のVOCは多くの点で一致する。本計画には懇談会が3回行われているが、VOCの検討をした形跡は無い。</p> <p>野田市新不燃物処理施設建設工事発注仕様書の規制項目と基準値は一般的なものであり、とても満足できるものではない。これで充分と考えるならその根拠と考え方を明示されたい。業者から提出された仕様書や検討書をチェックするだけでは全く不十分で、事前に規制項目、基準値を明記するべきであり、それに基づいて業者に検討させるべきである。</p> <p>有害物の発生量の少ない機械を採用することは当然のことながら、それでも有害物の発生は避けられない。よって、その発生部分を密封・減圧してその拡散を防ぎ処理することである。その処理方法は、活性炭入りのバグフィルターを考えているようだが、それで問題無いという実績、実験データを厳格に把握し公表すること。活性炭入りのバグフィルターでも取りきれぬ有害物質、例えばアルデヒド類等についてはどうするのか。また非常に微量な量でも害を与えるものについてはどうするのか。</p>	<p>1. 新不燃物処理施設の発注仕様書は、環境省が定めた「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き」に基づき作成していること、また、施設からの排気は細かい粉塵や臭気をバグフィルターや活性炭を活用し、その低減に努める計画となっていることから十分な施設計画と考えております。</p>

公述の要旨とそれに対する市の考え方

番号	公述の要旨	市の考え方
	<p>2. 十分に検討された設備であっても、それを稼働する時には、定期的に且つ継続的に化学物質過敏症の検診を行うこと。そのために専門医を見つけ、操業を開始する前に、操業して1か月後、2か月後、3か月後、営々とデータを取って比較しながら、その傾向を捉え対処すること。</p> <p>3. 施設敷地から100メートル、500メートル以内の住民については、第二項目目と同じ対応を取ること。さらに、数キロ以内の住民に対しても同じ対応を取るのが望ましい。空気汚染には境界線が無い。難しいことはわかっているが、それを避けて通れない。</p>	<p>2. 3. 市は、労働安全衛生法の定めによる健康診断や作業環境測定などにより健康管理を実施する予定です。新不燃物処理施設周辺の方々の健康管理については、市が現在行っている廃棄物処理施設周辺の方々への調査等を参考にし、今後、「清掃工場等環境保全協議会」における議論も踏まえ決定されていく事柄と考えております。</p>